

# 都市計画の素案まとまる

大規模住宅団地を  
市街化区域に

より住み良いまちへ

都市計画法に基づく「区域区分(線引き)の変更」「用途地域の変更」「地区計画の決定及び変更」の素案がまとまりました。今回は、その概要についてお知らせします。

今回の区域区分の変更による市街化区域への編入は、左図

の区域です。これで市街化区域の面積が約四千八百二十一になり、約六十一 拡大します。

また、今回の「線引き」の変更を併せて「用途地域」地区計画」の変更と決定を行います。新たに市街化区域に編入される区域の全域に用途地域を指定。下大島町の一部の区域は今まで

の計画を尊重しながら用途を見直します。

用途地域・地区計画は、住宅や店舗、工場などが不規則に混在するのを防ぐためのもの。制限を加えたり、容積率(敷地面積に対する延べ床面積の割合)や建ぺい率(敷地面積に対する建築面積の割合)などを定めたりして、良好な市街地になるよ



より良い住環境のために



区域区分・用途地域の変更・地区計画の決定など			
地区名	面積(ha)	用途地域	備考
下川地区	41.7	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	住宅団地
下大島東地区	16.5	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域	
区域区分・用途地域の変更			
元総社蒼海地区	2.9	第一種住居地域	元総社町の一部
用途地域の変更			
下大島町の一部		準工業地域を近隣商業地域に、第一種中高層住居専用地域を第一種住居地域に用途変更	

つ誘導します。  
対象区域

今回の用途地域の変更、地区計画の決定などは、線引き変更に伴う左表の地区です。

## 都市計画税の課税

市街化区域内の土地と家屋には、都市計画税が課税されます。税額は都市計画税の課税標準額に〇・二%を乗じた額です。この税金は、道路・公園や下水道の整備、土地区画整理事業などに使われます。

## 素案の閲覧

前橋都市計画区域を市街化区域および市街化調整区域に区分する素案は、県都市計画課と市都市計画課で、また、用途地域・地区計画の市素案は、市都市計画課で七月一日 まで閲覧できます。

皆さんの意見を

## 公聴会を開催

都市計画の素案の公聴会を開催します。都市計画をより良いものにするため、皆さんのご意見をお寄せください。

日時：7月12日 午後1時30分  
会場：中央公民館

## 公述人(公聴会)の提出

公述人(公聴会)で意見の発表を希望する人は、住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨を書いた「公述申出書」を提出してください。市街化区域および市街化調整区域の変更は県都市計画課へ、また、用途地域の変更・地区計画の決定などは市都市計画課へ、七月一日 までに提出してください。

## 公述人の選定

公聴会では、公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数ある場合などは、人員を制限することがあります。この場合は、知事または市長が公述人を選定します。

## 公聴会の傍聴

公聴会を傍聴したい人は、公聴会の当日直接会場へ。入場は先着順です。

問い合わせは県都市計画課 226 3654、市都市計画課 890 6944へ。